

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（泊3号炉）
2. 日時：令和4年3月3日 17時20分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全規制調整官、天野安全管理調査官、忠内安全管理調査官、
江崎企画調査官、角谷管理官補佐、藤原主任安全審査官、
宮本主任安全審査官、伊藤安全審査官、土居安全審査専門職

北海道電力株式会社：

執行役員 原子力事業統括部部長補佐 藪 正樹※、
執行役員 原子力事業統括部 原子力部長 牧野 武史※、他9名※

5. 要 旨

- （1）北海道電力株式会社から、令和4年3月3日の第1032回審査会合において指摘がなされた別紙に示す事項の確認及び今後の作業方針等について説明があった。

上記の説明を受け、原子力規制庁は、北海道電力株式会社に対して、審査会合の指摘を踏まえた対応を指示するとともに、今後も引き続き審査会合等において確認していく旨伝えた。

- （2）北海道電力から、審査会合における指摘事項等について、了解した旨の回答があった。

6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1032回）泊発電所3号炉に関する指摘内容）

以上

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1032回）
泊発電所3号炉に関する指摘内容

- セメント改良土間の施工目地に設置される止水目地について、セメント改良土の特性を踏まえ、構造成立性を説明すること。
- 防潮堤の平面線形形状について、形状決定の第1優先としている防潮堤の構造強度の確保に影響を及ぼすような、防潮堤周囲の地質、防潮堤の構造等の形状決定に関わる要因を網羅し、各要因の重要度を踏まえ、形状決定の考え方を改めて説明すること。
- 防潮堤の平面線形の形状決定の考え方により複雑な形状となる箇所について、水平2方向及び鉛直方向の地震動並びに津波荷重による応答特性並びに津波荷重の評価を含め、防潮堤の設計に与える悪影響の有無を説明すること。
- 防潮堤の設計変更による他条文等の基準への適合方針に対する影響確認は、変更後の適合方針の成立性を見通しを含め事業者で確実に確認し、防潮堤の位置、構造及び設計方針に影響を与える可能性があるのであれば、その成立性を見通しを防潮堤の設計方針の審査の中で説明すること。
- 新設する防潮堤の外側にある建屋について、残置する既存防潮堤と同様に、地震又は津波によって損壊した場合における漂流物影響評価及び新設する防潮堤への波及的影響を説明すること。
- 残置する既存防潮堤が耐津波設計に及ぼす影響の評価項目について、選定プロセスを整理し説明すること。
- 残置する既存防潮堤及び新設する防潮堤の外側の建屋の評価においては、定量的な影響評価の実現性を検討した上で、評価方針及びその妥当性説明すること。
- 人工岩盤の施設又は地盤の位置付けについて、その根拠を明確にした上で区分の妥当性を説明すること。
- 審査の全体工程を管理する上で、クリティカルパスに関連する審査項目の相互の関係を踏まえ、自然ハザード側も含めてクリティカルパスに関する論点を自ら抽出した上で、論点が審査工程に与える影響と論点の重要度（審査実績のない評価等）に応じて対応方針を検討し、全体工程の管理などのマネジメントを行うことが重要との認識を事業者と共有したが、そのようなマネジメントがこれまで出来ていない原因を踏まえて適切にマネジメントを行うこと。また、ク

リティカルパスへの影響の度合いに応じた工程管理、調達管理、資料準備、体制強化を図るなど適切なマネジメントを行い、同じような工程変更が繰り返されないようにすること。

- 論点の抽出など大きな課題の抽出に欠けている部分があれば、より慎重に、先行審査の実績を踏まえた泊の特徴を把握し、適切に審査に対応すること。

以上